



2026 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 群 馬 銀 行
代表者名 代 表 取 締 役 頭 取 深 井 彰 彦
(コード番号 8334 東証プライム)
問合せ先 常務取締役総合企画部長 大 谷 静 男
(TEL 027-252-1111)

臨時株主総会の開催及び付議議案の決定並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、2026年8月26日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2026年9月30日を基準日として臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する旨をお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の開催日時、開催場所、及び付議議案並びに定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の開催予定日時及び開催場所、付議議案等について

(1) 開催日時及び場所

開催日時 2026 年 12 月 23 日（水） 午前 10 時
開催場所 群馬県前橋市元総社町 194 番地 当行本店 3 階大会議室

(2) 付議議案 第 1 号議案 株式交換契約承認の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

第 3 号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

※株式交換については、2026 年 3 月 26 日付「株式会社群馬銀行と株式会社第四北越フィナンシャルグループの株式交換による経営統合に関する最終合意について」をご参照ください。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

本臨時株主総会において株式会社第四北越フィナンシャルグループとの株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に関する第 1 号議案（株式交換契約承認の件）が承認可決され、かつ本株式交換がその効力発生日（2027 年 4 月 1 日（予定））に効力を生ずると、その日以降、当行の株主は、株式会社第四北越フィナンシャルグループのみとなります。

これに伴い、定時株主総会の議決権に係る基準日及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定を当行の定款に定めておく必要性が失われることから、定時株主総会の基準日制度及び株主総会資料の電子提供制度は廃止することとし、現行定款第 14 条（定時株主総会の基準日）及び第 16 条（株主総会参考書類等の電子提供措置）を削除するとともに、現行定款第 15 条及び第 17 条以下の条数を繰り上

げる（以下、「本定款変更」といいます。）ことといたしたく存じます。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案（株式交換契約承認の件）が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日である2027年4月1日にその効力を生じるものとします。

（2）変更の内容

現行定款の変更の内容は次のとおりであります。

（変更箇所の下線を付しております。）

現行定款	変更案
第1条～第13条（条文省略）	第1条～第13条（現行どおり）
<u>（定時株主総会の基準日）</u>	（削除）
<u>第14条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u>	
第15条（条文省略）	第14条（条数は繰り上げ、条文は現行どおり省略）
<u>（株主総会参考書類等の電子提供措置）</u>	（削除）
<u>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>	
<u>② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>	
第17条～第43条（条文省略）	第15条～第41条（条数は繰り上げ、条文は現行どおり）

（3）日程

本定款変更のための臨時株主総会開催日（予定） 2026年12月23日（水）

本定款変更の効力発生日（予定） 2027年4月1日（木）

（4）その他

2027年3月期の期末配当につきましては、現行定款第41条（本定款変更後の第39条）に従い、2027年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様、または登録株式質権者様に対して、当行からお支払いする予定です。

以 上